令和８年度版

館林市融資制度のご案内

市内各金融機関で
お申込みできます

！中小企業者向け　市内に店舗、工場または事業所があり、同一の事業を１年以上営んでいる中小企業者

運転資金の融資を受けたい

例えば…
・新しく社員を雇いたい
・商品や材料をまとめて仕入れたい
・広告を出したい

・小口資金
・経営安定資金
をご利用ください

設備資金の融資を受けたい

例えば…
・事業用車両を購入したい
・工場を新設したい
・機械設備を導入したい

・小口資金
・経営振興資金
をご利用ください

●小口資金

運転資金・設備資金と幅広く利用できます

融資限度額	１，２５０万円以内
融資期間	運転　６年以内 設備　８年以内
年利	１．８％以内
条件	市税及び県税の未納がない者 保証協会の保証を付けていただきます 融資承認前の着手は対象外です

●経営安定資金

売上や利益が減少している事業者向けの運転資金です

融資限度額	２，０００万円以内
融資期間	運転　７年以内
年利	１．５％以内 １．７％以内

経営安定資金利子補給金

融資が実行された月から１年間の支払利子額を１００％補給します

令和８年４月～令和９年３月まで

●経営振興資金

新たな機械導入など資産計上する設備投資を考えている事業者向けの設備資金です

融資限度額	５，０００万円以内
融資期間	設備　１０年以内
年利	１．７％以内

経営振興資金利子補給金

融資が実行された月から２年間の支払利子額を１００％補給します

令和８年４月～令和９年３月まで

●創業融資利子補給制度

対象　群馬県、日本政策金融公庫、民間金融機関の操業関係の融資を受けた、市内で新たに創業する者（創業後１年未満の者も含む）

融資が実行された月から３年間の支払利子額を１００％補給します
※利子補給の対象となる融資は、2,000 万円です。

令和８年４月～令和９年３月まで

●マル経融資利子補給制度

対象　館林商工会議所の経営指導および推薦を受け、日本政策金融公庫のマル経融資（小規模事業者経営改善資金）を利用した市内の小規模事業者

融資が実行された月から１年間の支払利子額を１００％補給します

令和８年４月～令和９年３月まで

【問合せ】制度融資取扱金融機関（市内の銀行・信用金庫）　館林市経済部商工課　☎ ０２７６－４７－５１４８
館林商工会議所　☎ ０２７６－７４－５１２１